

# 宜野湾市立大山小学校 PTA 会則

## 第一章 名称及び事務局

第1条 本会は宜野湾市立大山小学校 PTA と称し、事務局を大山小学校内におく

## 第二章 目的及び活動

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり民主教育に対する理解を深め、学校、家庭、地域社会が一体となり児童の人間形成、福祉増進につとめることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 会員相互の親睦をはかり、教養を高めるための研修を行う。
- 2 児童の保健、厚生、安全、福祉をはかる。
- 3 児童のよりよい教育環境の整備につとめる。
- 4 家庭と学校の協力体制を緊密にし、児童の校外生活の指導につとめる。
- 5 その他、本会の目的達成のために必要な事項を行う。

## 第三章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 児童の福祉増進のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、又営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 本会は、自主独立のものであって他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けてはならない。
- 4 本会役員の名で公私のいかなる選挙の候補者を推薦してはならない。
- 5 本会は学校運営の諸問題について、その活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供するが、直接に学校運営や人事管理に干渉するものではない。
- 6 本会は適正な教育予算の充実に期するために協力する。

## 第四章 会員

第5条 本会は児童の保護者又は保護者にかわる者と、学校に勤務する職員ならびに本会の目的に賛同し、入会を希望する者をもって会員とする。

第6条 本会の会員は定められた会費を納めるものとする。

## 第五章 役員及び役員の任務

第7条 本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 5名
- 3 事務局長 1名
- 4 事務局次長 1名
- 5 会計監査員 2名
- 6 庶務、会計 1名

第8条 本会役員の選出は次のとおりとする。

- 1 会長は執行委員会において選出し、代議員会、総会の承認をうけるものとする。副会長、事務局長は会長が任命し、代議員会、総会の承認をうけるものとする。
- 2 会計監査員は会長が任命し、代議員会において承認し、総会で報告するものとする。
- 3 庶務、会計は会長が委嘱し、代議員会の承認をうけるものとする。

第9条 本会役員の任期は2か年とし、再選することができる。但し、補欠による役員の任期は残任期間とする。

第10条 本会の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故のあるときは、その任務を代行する。
- 3 会計監査員は本会の会計を監査する。
- 4 庶務、会計は会長の命により庶務、会計をつかさどる。

第11条 本会に顧問をおくことができる。顧問は学校長とする。

## 第六章 総会

第12条 総会は最高の決議機関で全会員をもって構成する。

第13条 総会は毎年1回これを5月に開く。但し、代議員会が必要とみとめたとき臨時に開くことができる。

第14条 総会は全会員の3分の1以上で成立し、議決は出席者全員の過半数の同意がなければならない。

第15条 本会は次の事項を決議する。

- 1 会則の改廃
- 2 予算、決算の承認
- 3 会長の承認
- 4 事業(活動)計画の承認
- 5 会務の報告
- 6 その他目的達成に必要な事項

第16条 総会は会長が招集し、会議は議長団がすすめる。

## 第七章 代議員会及び執行委員会

第17条 代議員会は本会役員及び各種専門係会の係、各学級・学年係会の係、教師代表(学年代表と若干名)をもって構成する。

第 18 条 代議員会は構成員の過半数を以て成立し、議決は出席者多数の同意がなければ採決することはできない。

第 19 条 代議員会は次の事項を行う。

- 1 会則改正案の審議
- 2 役員を選出
- 3 予算案の審議
- 4 予算の補正
- 5 事業計画の審議
- 6 決算の審議
- 7 総会に提出する議案の審議
- 8 緊急事項の処理(処理事項については次期総会に報告する。)
- 9 その他必要な事項

第 20 条 代議員会は会長が招集し、会長が議長をつとめる。

第 21 条 執行委員会は本会役員及び各種専門係の世話係と学年世話係をもって構成する。

第 22 条 執行委員会は構成員の過半数をもって成立し、出席員の同意と理解をえて執行事項を処理するものとする。

第 23 条 執行委員会は次の事項を行う。

- 1 総会及び代議員会で決議した事項
- 2 各種専門委員会の活動の推進
- 3 その他必要な事項

第 24 条 執行委員会は会長が招集し、会長が会議の議長をつとめる。

#### 第八章 各種専門係会

第 25 条 本会の目的達成のために次の各種専門係をおき、その活動内容は次のとおりとする。

- 1 文化イベント係：校内童話お話大会の運営、講演会やイベントの企画等
- 2 新聞係：PTA 新聞発行、その他広報活動等
- 3 保健体育係：市 P バレー大会、市小中陸上、市内一周駅伝大会運営等
- 4 環境美化係：PTA 美化清掃作業の運営、美化コンクールの取り組み等
- 5 地域安全係：朝の交通安全指導の実施報告書の管理、交通安全旗のチェック、夜間パトロールの当番作成、青色パトロール当番表作成等

第 26 条 各種専門係の世話係は会長が委嘱する。

- 1 各種専門係の世話係は会員の中から選出する。

第 27 条 各種専門係の世話係はそれぞれの委員会を招集し、活動を推進する。

第 28 条 本会は各種専門係会のほか、臨時に特別係会をもうけることができる。

#### 第九章 各支部集会及び学年学級集会

第 29 条 各支部係会は各地区に居住する児童の保護者及び各地区担当教師をもって構成し、次の事項を協議する。

- 1 教育環境の整備
- 2 地域教育のコミュニティーづくり。
- 3 学校 PTA との連絡、協力、要望等
- 4 会員相互の親睦

第 30 条 各支部係会の長は各地区自治会長がこれにあたり支部長は各支部係会を招集し、これを司会する。

第 31 条 各学年学級係会は、各学年学級に在籍する児童の保護者及び担任教師をもって構成し、次の事項を協議する。

- 1 学校における教育環境の整備充実
- 2 学級における児童の学習条件の整備
- 3 学級 PTA との連絡、協力等

第 32 条 1 各学級の世話係は会員相互の互選により選出し、世話係はこの集会を招集し、これを司会する。

2 各学年係は、各学級世話係の互選により選出し、世話係はこの集会を招集し、これを司会する。

#### 第十章 会計及び諸帳簿

第 33 条 本会の経費は会費及び寄付金、補助金その他収入をもってこれにあてる。

第 34 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 35 条 会費の額は 1 世帯当たり月額 500 円とする。

第 36 条 本会に次の帳簿を備えつけるものとする。

- 1 会則つづり
- 2 会員名簿
- 3 役員名簿
- 4 経理関係帳簿
- 5 公文つづり
- 6 会議録
- 7 その他必要な帳簿

#### 第十一章 褒 章

第 37 条 本会の事業に貢献し、会運営の発展に尽力したものを表彰することができる。表彰規定は別に定める。

#### 第十二章 専従職員

第 38 条 本会は事務職員を雇用し、書記、会計の事務処理にあたらせる。事務職員に関する規定は別に定める。

#### 第十三章 附 則

第 39 条 本会則は昭和 59 年 5 月 19 日に修正し、昭和 59 年 4 月 1 日より適用する。  
本会側は平成 元年 5 月 27 日に修正し、平成 元年 4 月 1 日より適用する。  
本会側は平成 4 年 5 月 30 日に修正し、平成 4 年 4 月 1 日より適用する。  
本会側は平成 6 年 5 月 21 日に修正し、平成 6 年 4 月 1 日より適用する。  
本会側は平成 12 年 5 月 30 日に修正し、平成 12 年 4 月 1 日より適用する。  
本会側は平成 20 年 5 月 16 日に修正し、平成 20 年 4 月 1 日より適用する。  
本会側は平成 26 年 5 月 25 日に修正し、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

## 宜野湾市立大山小学校 PTA 表彰規定

- 第1条 この規定は大山小学校 PTA の目的遂行のために尽力し、学校教育、PTA 活動に貢献し、その功績顕著な者に対し表彰を行う場合の規定として定める。
- 第2条 下記事項に該当する場合は、表彰状又は感謝状を贈呈するものとする。
- 1 PTA 会長として2年以上勤め、その功績顕著と認められるもの。
  - 2 本会代議員として5年以上勤め、その功績顕著と認められるもの。
  - 3 PTA 会員及び会員以外の者で本校教育並びに PTA 活動のために貢献し、その実績顕著と認められるもの。
- 第3条 本規定による表彰の時期は毎年定期総会で行うものとする。前条1項、2項に該当する者の表彰は、その職責を退く年度に行うことを原則とする。
- 第4条 この規定による表彰該当者は執行委員会で選考し、代議員会の承認をうけるものとする。
- 附 則 この規定は昭和55年2月25日に修正し、昭和55年3月31日より適用する。
- 但し、未贈呈になっている歴代 PTA 会長には贈呈する。
- この規定は平成4年3月30日に制定し、平成4年4月1日より適用する。

### 受賞者名簿 平成30年度以降

	単 P	大会名	市P連	大会名	中頭P連	大会名	県 P	団体表彰
30年	下里 光盛 仲宗根 香 山中 晴代 伊集 ちかこ 源河 久美子 浜川 ルミ子	総 会	下里 光盛 仲宗根 香 棚原 明	総 会				
令和 元年	宮城 司 呉屋 五月 濱里 麻理子 喜友名 志保 新里 和奈 外間 えりか	総 会	宮城 司 呉屋 五月	総 会				